

佐渡市と東京農業大学との連携会議運営要項

(趣旨)

第1条 佐渡市と東京農業大学との連携に関する協定書(以下「協定書」という。)
第3条第2項の規定に基づき、佐渡市と東京農業大学との連携会議(以下「連携会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項について協議する。

協定書第2条に掲げる分野において連携し、協力して行う事業に関すること。

前号に掲げるもののほか、佐渡市と東京農業大学との連携に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

佐渡市長から推薦された者 若干人

佐渡市教育委員会から推薦された者 若干人

東京農業大学から推薦された者 若干人

(議長)

第4条 連携会議に議長を置き、市長が指名する者及び大学学長が指名する者をもって充てる。

2 議長に事故があるとき又は欠けたときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連携会議は、議長のいずれか(以下「招集権者」という。)が、必要に応じて招集する。

2 招集権者は、あらかじめ議長の協議により定めるものとする。

3 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 連携会議に関する事務は、佐渡市においては総合政策課が、東京農業大学においては、大学事務局がそれぞれ処理するものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長が連携会議に諮って定める。

附 則

この要項は、平成22年7月9日から実施する。

附 則(平成23年10月31日・一部改正)

この要項は、平成23年10月31日から実施する。